

Title	〔商法 一八六〕 株主の提起した取締役の会社に対する損害賠償責任をを求める代表訴訟が棄却された事例
Sub Title	
Author	並木, 和夫(Namiki, Kazuo) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1979
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.52, No.2 (1979. 2) ,p.81- 86
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19790215-0081

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 一八六〕

株主の提起した取締役の会社に対する損害賠償責任を求める代表訴訟が棄却された事例

（東京地判昭和四九年三月一四日
昭和四四年ワ六〇八七号損
害賠償請求事件（確定）
判例時報七七三号一二七頁）

〔判示事項〕

取締役が代表取締役を兼ねている他の会社に対する債務を弁済するためになされた会社財産の処分が取締役の義務違反とならないと判示された事例

〔参照条文〕

商法二六六条一項五号・二五四条・二五四条ノ二・二六七条

〔事実〕

訴外A会社は、昭和三五年ごろから経営状態が悪化し、倒産の危機に瀕するに至つた。そこで、A会社の依頼にもとづき、被告Y₁、Y₂、Y₃は、A会社の経営再建のために取締役に就任し、Y₁が代表取締役となつた。しかし、Y₁が、自己が代表取締役を兼ねている訴外

B会社の役員をA会社に出向させるとともに、資金援助を行い、その経営の立直しに努力したにもかかわらず、A会社の業績は改善されず、また、A会社の労働組合がY₁の経営方針に反対したため、Y₁は経営を断念するの已むなきに至り、A会社の代表取締役を辞任し、新にY₂が代表取締役に就任した。その際、A会社は、B会社が自己に対して有する債権二四、六四九、六一〇円の担保として、B会社のために、A会社の有する本件土地建物に抵当権を設定し、昭和三七年一月一日に登記を了した。その後、昭和三九年には、経営は更に行き詰まり、内整理せざるをえなくなつた。しかし、A会社には、従業員の退職金を支払うための財産もなく、また廃業による仕掛品や機械等の評価損を考慮するとともに、生活補償についての従

業員らの要請もあつて、従業員らに別会社である訴外C会社をつくらせ、これにA会社の事業を承継させることとした。

同年六月一六日にC会社が設立され、同月二〇日に、A会社とC会社間において、A会社の什器、備品、仕掛品、材料等を一括して代金一、五四一、一三九円(内四、六八〇、〇四二円はA会社より支払われる従業員の退職金で支払う)でC会社に譲渡し、本件建物ならびに機械設備を賃料一箇月四〇万円(内一〇万円は出せ払い)でC会社に賃貸し、これらの賃貸物を他に優先し、簿価を基準としてC会社に譲渡する旨協定され、C会社は右賃借物を使用して事業を始めたが、同年八月、A会社は不渡手形を出して倒産したため、A会社の債権者らにより債権者委員会が結成され、その監理のもとに整理手続が進められ、債権者のうち、大口債権者であるB会社の了解をえて、他の小口債権者に、まずC会社から支払を受ける賃料をもつて順次配当に充てることとし、昭和四三年九月に右配当を完了した。

しかし、B会社の債権について前記賃料収益による弁済をすれば、さらに長年月を要することから、B会社が抵当権を取得している本件土地建物ならびに機械設備等を売却した代金をもつて、その配当に充てることになり、売却先は前記協定があることもあつて、C会社とし、B会社の配当額は折衝のすえ、その端数を切り捨てて二、〇〇〇万円とするとの了解をえ、また、前記協定によると、簿価(昭和四二年九月末日で一〇、〇一五、六二三元)が対価であるところ、C会社は他より二、〇〇〇万円の融資を受けられるとの見通しがついたので、対価を二、〇〇〇万円として、同年九月二五

日ごろ、本件建物ならびに機械設備をC会社に譲渡した。

これに対し、A会社の株主である原告X₁らは、右譲渡行為は、被告Y₁が代表取締役であるB会社の債権を回収するために、被告Y₁らが通謀して時価よりもはるかに低廉な価額で行われたものであり、右譲渡の対象物の当時の価額は、少なくとも七、二〇二万円、六四二円(内訳賃借権の価額六、六七四万五、九〇〇円、機械の価額五二七万五、七四二円)以上であつたから、Y₁らは、少なくともその差額五、二〇三万二、六四二円以上の損害をA会社に与えた主張し、Y₁らの右譲渡行為は取締役の忠実義務に違反するとして、A会社にY₁らの責任を追及するよう請求したが、A会社はその訴を提起しなかつたため、代表訴訟により、Y₁らに対し損害賠償を請求した。

〔判旨〕

請求棄却

「原告X₁らの本件請求は、……会社財産の不当に廉価な処分によつて会社に損害を与えたとして取締役の責任を追究するものであり、……本件において問題となるのは、二、〇〇〇万円でA会社の全財産を処分したことが、取締役としての忠実義務に違反したかどうかである。

被告Y₁らがA会社の財産全部をC会社に譲渡するとすれば、二、〇〇〇万円を超える代金をもつてしては、不可能であつたというべきであ(り)……賃貸および売買予約は、当時A会社のおかれた状況のもとにおいては、やむを得ない措置とも解せられ、この行為が会社のため損害を生じさせる忠実義務違反行為といふことはできない

(c)……A会社は、同年(昭和三九年)八月不渡手形を出し、その後債権者委員会の管理下のもとにあつたが、昭和四三年九月、B会社を除く債権者に対しC会社より支払われる一箇月三〇万円の賃料をもつて弁済を了したが、B会社に対し同様の方法で弁済するとすれば元本金のみでさらに六年余を要するから、Y₁らが本件建物・機械設備を売却して清算しようと考えたことは無理からぬことであり、そのさい、……財産権譲渡の相手方としてC会社を選択したことも当時のA会社のおかれた状況のもとにおいては、やむを得ないことであつたと解され、これをもつて忠実義務違反ということではできない。

X₁らは、本件財産の譲渡はY₁の主宰するB会社の債権回収のためのためになされたと主張するけれども、……これを推認させる事実を認めるに足りる証拠はない。」

〔評釈〕

判旨の結論には賛成であるが、その理由についてはやや疑問がある。

取締役の善管義務(商法二五四条三項、民法六四四条)と忠実義務(商法二五四条ノ二)が同一の義務であるかどうかについては、見解が分れている。判例は、商法二五四条ノ二の規定は、商法二五四条三項、民法六四四条に定める善管義務を敷衍し、かつ一層明確にしたにとどまるのであつて、通常の委任関係に伴う善管義務とは別個の、高度な義務を規定したものと解することができる(最判昭和四五・六・二四民集二四卷六号六二五頁)として、これを肯定しており、

学説のうちにも、同様な見解が多い(石井「会社法」上三一頁、大隅「全訂会社法論」中八九頁、河本「現代会社法」新版三二二頁、鈴木「新版会社法」全訂第一版一四五頁、高島「会社法」一七三頁、服部「新版会社法」九八頁など)。

これに対して、忠実義務は、善管義務とは別個の、より高度な取締役の信任関係(fiduciary relationship)上の義務であると、これを否定する見解も少くない(田中(誠)「全訂会社法詳論」上五三九頁、大阪谷「取締役の責任」講座三卷一一一六頁、神崎「商法Ⅱ(会社法)」二〇四頁、渋谷(赤堀)「取締役の忠実義務」法協八五卷五三二頁、星川「注釈会社法」(4)、商法二五四条ノ二の注釈」二六四頁、山村「田中(誠)、吉永、山村、コンメンタール会社法」七二五頁など)。

原告らが本件請求の原因として主張するところは、昭和四三年九月二五日頃、A会社がその営業用財産の全部を二、〇〇〇万円でC会社に譲渡したのは(以下、「本件譲渡」と称する)、被告Y₁が代表取締役であるB会社のA会社に対する債権二、〇〇〇万円の回収の目的のためであり、しかも、時価少なくとも、七、二〇二万、六四二円以上の営業用財産の全部を二、〇〇〇万円というはるかに低廉な価額で売却したのは、Y₁らの取締役としての忠実義務に違反する、というにある。本件において、原告らが何故、特に忠実義務違反を主張し、善管義務違反を併せて主張しなかつたかは、極めて興味ある問題である。

従来の判例の見解に従うのであれば、本件において原告らは、要するに、善管義務違反または忠実義務違反という、商法二六六条一

項五号の法令違反を請求原因として主張すればよいのかかわらず、敢て、商法二六六条一項五号の法令違反とも主張せず、さらに、善管義務違反とも主張せず、特に忠実義務違反だけを主張したことは、原告らがあるいは、判例と反対の見解をとつていたとみられなくもない(落合誠一、本件批評、ジュリスト六五号三二四頁は、このように解しうる余地が十分あると思われる、とする)。

取締役の善管義務は、もとより、職務遂行上相当な注意をなすべき義務であり、本件譲渡をするに当つては、取締役は、A会社の利益になるような相当な価額を以てなすべきであるから、原告らの主張するように、七、二〇二万円超の価額がある営業用財産の全部を、二、〇〇〇万円で売却したとすれば、取締役の善管義務に違反することになる。したがつて、判例と同一見解を採らうと、判例と反対の見解を採らうと、原告らは、本件譲渡が善管義務違反という法令違反行為(商法二六六条一項五号)であると主張すれば、それではよかつたはずである。

判旨は、まず、原告ららの本件請求は、会社財産の不当に廉価な処分によつて会社に損害を与えたとして取締役の責任を追及するものであつて、問題となるのは、二、〇〇〇万円でA会社の全財産を処分したことが、取締役としての忠実義務に違反したかどうかである、と断じた上で、本件譲渡の予約がなされたときにA会社がおかれていた状況に鑑み、この予約はやむをえないものであり、会社のため損害を生じさせる忠実義務違反行為といふことはできないとし、さらに、本件譲渡の本契約の当時におけるA会社の状況からみ

て、譲渡相手としてC会社を選択したことも、やむをえないことであり、これを以て忠実義務違反といふことはできない、と決したのである。

これは、判旨が、従来の判例と同様に、善管義務と忠実義務を同一視する見解を採つた結果であると理解される。判例の見解によれば、善管義務も忠実義務も、内容は同一であり、取締役が相当な注意を尽してその職務を遂行すべき義務であるから、本件譲渡においては、もつぱら、売却価額の二、〇〇〇万円が相当であつたかということが問題となるのであり、判旨はそのことを明らかにしている。

したがつて、判旨としては、当然に、売却価額の二、〇〇〇万円が相当であつたかどうかを、真正面から判断して、それが相当であるとした上で、商法二六六条一項五号の責任発生の客観的要件である、損害が発生しなかつたことを理由にして、請求を棄却するのが相当であるとみられるにもかかわらず、判旨は、これについての判断を避けて、昭和三九年の本件売買予約も、昭和四三年九月の売買本契約も、ともに、「やむを得ない措置」であつた、とか、「やむを得ないことであつた」と述べて、被告らに主観的要件としての「過失」がないことを理由として、請求を棄却しているのは、賛成できない。

しかし、判例は、商法二六六条一項五号の責任は、過失責任であるとして、(最判昭和五一・三・二三金融商事判例五〇三号一八頁、同事件に対する批評として、高島、金融商事判例五一〇号二頁、岩崎

後、ジュリスト六四二号九四頁)、客観的要件である損害の不発生を理由として請求を棄却しなくても、主観的要件である過失の不存在を理由にして請求を棄却すれば、それで結果は同じであるが、判旨自ら、本件において問題となるのは、二、〇〇〇万円でA会社の全財産を処分したことの適法性である、と述べながら、殊更にその点についての判断を避けて、主観的要件の不存在を理由に請求を棄却したのは、自ら安易な途を選んだものというべきではなからうか。

もつとも、判旨のいう「やむを得ない措置」とか「やむを得ないこと」の意味するところが、売買予約や売買本契約が、売却価額の点において相当であるということであるとすれば、それは損害の不発生という客観的要件を判断したことになるが、そのように解するのは、判旨の文言上、無理といわねばならない(同旨、落合、前掲批評三三三頁。反対、早川勝、本件批評、商事法務八〇〇号五四頁)。したがって、判旨は、このような趣旨において、理由が必ずしも明確でないという欠点がある。

ここで問題となるのは、 Y_1 がA会社の取締役であるとともに、B会社の代表取締役でもあることである。本件A会社の財産の売却が、もつばらB会社がA会社から債権を迅速に回収することを考えて行われたあまり、B会社の利益のために、財産を少しでも高く売却することによつて得られるA会社の利益を犠牲にして、不当に安く行われたとすれば、A会社の取締役 Y_1 が取締役会に参加してこれに賛成していた場合には、自己が代表取締役をしている第三者たるB会社の利益のために、 Y_1 が会社と取引したことになるかかという点

である。商法二六五条の適用範囲をどこまで拡張すべきかは問題であるが、本件の場合には、仮りに Y_1 が取締役会で賛成したため自己取引を行ったとされても(商法二六六条二項)、その取引について取締役会の承認を受けたことになるから、取引自体の効力には影響がない。その意味では、本件譲渡によつてA会社に損害を与えなかつたかどうかという取締役の責任が、ここで検討されるべき問題であることは明らかである。この点に関しては、商法二五四条ノ二が昭和二五年商法改正によつて、アメリカ法を継受して規定されたという沿革的理由と、取締役会中心主義の下において、株主保護のために、取締役に善管義務以外にも、取締役の職務遂行上においてだけでなく、その私生活上にも及ぶ厳格な義務を課すことの必要性からいって、同条の忠実義務はいわゆる善管義務とは別個の義務であると解すべきである。そして、取締役の忠実義務の内容は、取締役は自己または第三者の利益のために会社の利益を害してはならないことであると考えるが、本件において、原告らが Y_1 らの忠実義務違反を主張している以上、裁判所としては、 Y_1 に、B会社の利益のために、A会社に対する忠実義務に違反して、資産を不当に安い価額によつて処分し、A会社に損害を加えた行為がなかつたかどうかを問題とすべきではなかつたかと考える。しかも、判例のように、忠実義務を善管義務と同一であると考えても、 Y_1 らが迅速に債権を回収するというB会社の利益のために、A会社の財産を不当に廉価で売却したとすれば、A会社に対する善管義務違反による損害賠償責任を免れないのであるから、本件においては、主観的要件としての過失が

存在しなかつたことを理由として請求を棄却するのではなく、客観的要件であるA会社に損害がなかつたことを認定することにより請

求を棄却するほうが妥当であつたと思う。

並木和夫

〔最高裁判事例研究 一六二〕

昭五二七 (最高民集三一巻)
(最高六九三頁)

民訴法二二七条二項にいう「同一の訴」の意義

建物取去土地明渡事件 (昭五二・七・一九・第三小法廷判決)

第一審被告甲は、昭和二二年頃、原告X所有の本件土地上に権限なく、平家建物(0)を建築所有しその一部である、(7)建物を訴外乙に、昭和二六年頃乙に代つて被告Y₁に、(8)建物をY₂に、(9)建物をY₃に各々賃貸した。昭和三年頃右賃借人らは甲の承諾を得た上、(7)建物に(4)建物、(8)建物に(5)建物、(9)建物に(6)建物を各々附加し、(1)・(2)・(3)建物とした。そして甲は昭和二四年一月一日(0)建物につき、Y₁は昭和三〇年二月一日(5)建物につき各々自己名義の保存登記をなし、Y₂とY₃は各々(4)、(6)建物につき家屋補充課税台帳に登録した。

Xは昭和二九年甲を被告として(0)建物の取去土地明渡の訴を提起し、第一審では勝訴。ところが控訴審に於て甲から、旧建物は賃借人らの増改築によつて現状が著しく変更され実在しなくなつた旨の主張がなされたため、Xはこれ以上訴訟を維持することが不可能であると誤断し、敷地の賃借権不存在確認請求に訴を変更し、昭和三九年二月一日勝訴が

確定した。しかるにその後、甲が(7)ないし(9)建物は自己の所有である旨主張したため、Xは甲およびY₁ないしY₂を相手どり、(1)ないし(3)建物につき建物取去・土地明渡訴訟を提起し、被告らは民訴法二二七条二項の抗弁を提出した。

第一審・第二審ともに、(4)ないし(6)の部分が(7)ないし(9)建物と各々附加し所有権が甲に帰した旨を認定した後、民訴法二二七条二項の「同一の訴」とは、訴訟物が同一であるだけでは足りず、訴の利益・必要の点についても同一であることを要するとして、Xの再訴請求を認めた。これに対し被告らは、原審は民訴法二二七条二項の解釈を誤つたとして上告。

これに対し最高裁は、「民訴法二二七条二項は終局判決を得た後に訴を取下げることにより裁判を徒勞に帰せしめたことに対する制裁的趣旨の規定であり、同一紛争をむしろ返して訴訟制度をもてあそぶような不当な事態の生起を防止するものにはかならず△中略▽したがつて、同条にいう『同一の訴』とは、単に当事者及び訴訟物を同じくするだけではなく、訴の利益又は必要性の点についても事情を一にする訴を意味」すると説示した上、本件に於ては、Xが建物の附合関係を誤認して訴の変更を